

平成25年8月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は市内外で大規模な災害や停電が発生した場合に備え、自主的な救援活動を希望する個人または団体（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録し、災害発生時に迅速かつ効果的な救援活動が行えることを目的とする。

(登録機関)

第2条 災害ボランティア情報の登録・管理は、室蘭市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

(登録条件)

第3条 登録は室蘭市民、または室蘭市内に拠点を有している団体及び企業とする。  
2 登録時未成年者の場合は、保護者の承認を得ていること。  
3 ボランティア活動保険に自己負担で加入できること。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアに登録しようとする者は、災害ボランティア事前登録票（様式第1号）を社協に提出する。  
2 社協は前項の登録票の提出があった場合、記載内容を確認し、災害ボランティア事前登録台帳（様式第2号）に登録する。  
3 社協は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対し、「災害ボランティア登録証」（様式第3号）を発行する。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録日から2年を経過した日の属する年度の年度末までとする。  
2 社協は登録者に対し、登録の有効期限の1ヶ月前までに登録の更新手続きについて、通知する。

(社協の責務)

第6条 社協は、登録者を対象にして研修及び訓練等を実施する。  
2 社協は、被災地等から救護支援活動の要請あった場合、速やかに登録者に連絡し対応する。

(登録者の責務)

第7条 登録者は、社協からの支援要請に可能な限り応じること。

2 登録者は、登録内容に変更があったとき、その旨を社協へ文書で連絡すること。

(任意様式で可)

(個人情報の取扱い)

第8条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用する。また災害時の救援活動に必要な範囲内で関係機関に提供し、連絡調整等に利用することができる。

(登録の削除)

第9条 社協は、次のいずれかに該当するとき、当該登録者を削除することができる。

(1) 登録者から災害ボランティア登録辞退の旨、文書連絡を受けたとき。

(任意様式で可)

(2) 前号に掲げるもののほか、社協が不適格と認めたとき。

(事故等への対応)

第10条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、各自が加入するボランティア活動保険の適用の範囲で行うものとする。

(経費の負担)

第11条 登録者が救援活動を行う際に係る経費(交通費・食費・宿泊費等)は、自己負担とする。ただし、救援要請機関からの申し出等により提供される経費等は受けることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日より適用する。